

背景

● 船員法第111条

目的：船員法事務の円滑な運用の確保
→ 船舶所有者・船舶・船員の実態を把握

● 船員法施行規則 第73条



船舶所有者

毎年10月1日現在の
事業状況

報告
毎年10月末日まで



大臣
地方運輸局長

概要

報告

船舶間で重複
する場合有り

追加

船舶に
固有の情報

船名
総トン数等

船舶番号

1隻ずつ明確に把握

情報の有効活用

結果

船員法事務をより一層的確に実施



・船員の適切な労働環境の確保
・船舶の航海の安全

111条報告の
調査結果
(今回船舶番号を追加)

船員労務監査
データベース

・監査対象船舶の把握・船員労務監査の確実な実施

スケジュール

公布：平成22年10月19日
施行：平成22年10月19日(公布の日)